

# 新

# 型

## 正しく知って防ぐ コロナウイルス 感染症

県内でも感染が確認されている新型コロナウイルス感染症。感染症に関する正しい知識を身に付けて、一人一人が日頃から予防を心掛けましょう。

### 1. 正しく知る

#### ■「風邪」の一種

新型コロナウイルス感染症は、ウイルス性の風邪の一種です。

#### 特徴

- ・発熱や喉の痛み、咳が長引くことが多い(1週間前後)
- ・強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多い

#### ■潜伏期間と感染経路

感染から発症までの潜伏期間は1日から12・5日(多くは5〜6日)といわれており、感染しても症状が出ないこともあります。

新型コロナウイルス感染症は「飛沫感染」と「接触感染」により感染するといわれています。

#### 飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、唾など)と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します

#### 接触感染

くしゃみや咳を手で押さえた後、周りの物に触れることでウイルスが付き、それを他の人が触り、その手で口や鼻、目を触れると粘膜から感染します



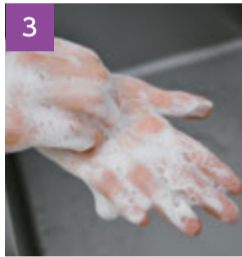
保健予防課  
有村 保健師

咳やくしゃみをするときは、マスクやハンカチ、袖、肘の内側などを使い口や鼻を押さえる「咳エチケット」を心掛けてください。

### 2. 予防のポイント

#### ■大切なのは「手洗い」

新型コロナウイルスなどの感染症の予防には、せっけんやアルコール消毒液などを使った手洗いが大切です。帰宅時や調理の前後、食事前など、小まめに行いましょう。



指先、爪の間、指の間も念入りに洗う



泡立てたせっけんで、手のひらをよく洗う



親指の付け根や指先、手首もしっかり洗う



両手の甲もしっかり洗う

#### ■日中に換気する

新型コロナウイルスによる空気感染は起きていないと考えられています。が、感染症を防ぐためには、部屋のウイルス量を下げるために、部屋の十分な換気を行うことが有効です。日中は、2〜3時間ごとに窓や扉を開けましょう。

#### ■共有部分を消毒する

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアノブや取っ手などの共有部分は、ペーパータオルなどに消毒用アルコールや0・05%次亜塩素酸ナトリウムを含ませて拭きまじょう(次亜塩素酸ナトリウムによる消毒後は水拭きも)。

### 3. 発熱や喉の痛み、咳が長引いたら…

■発熱などの風邪症状があるときは、仕事や学校を休み外出を控え、毎日、体温を測定して記録しておきましょう

■次のいずれかに該当する人は、**帰国者・接触者相談センター**へ

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く人
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある人

※高齢者や糖尿病、心不全などの基礎疾患がある人や免疫抑制剤、抗がん剤などを用いている人は早めにご相談ください

| センター名    | 連絡先                      | センター名   | 連絡先                      |
|----------|--------------------------|---------|--------------------------|
| 北部保健センター | ☎244-5693<br>FAX244-5698 | 吉田保健福祉課 | ☎294-1215<br>FAX294-3352 |
| 東部保健センター | ☎216-1311<br>FAX216-1308 | 桜島保健福祉課 | ☎293-2360<br>FAX293-3744 |
| 西部保健センター | ☎252-8522<br>FAX252-8541 | 松元保健福祉課 | ☎278-5417<br>FAX278-4189 |
| 中央保健センター | ☎258-2370<br>FAX258-2392 | 郡山保健福祉課 | ☎298-2114<br>FAX298-2916 |
| 南部保健センター | ☎268-2315<br>FAX268-2928 | 喜入保健福祉課 | ☎345-3434<br>FAX345-2600 |
| 保健予防課    | ☎216-1517<br>FAX803-7026 |         |                          |

◇受付時間…8時30分〜17時15分(土、日、祝日を除く)

※上記以外の時間は、**鹿児島市役所代表☎224-1111**へ

◇相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください

※複数の医療機関の受診は控えてください

### 4. 催しや施設に行くとき、行政手続きは…

■催しの中止・延期、施設の利用制限などがあるため、事前に**市HP**か、各催し、施設の担当課にご確認ください

■住民票や市・県民税関係の証明書などの交付は、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付、郵便申請などもご利用ください

■市民税・県民税の申告期限延長は**21面**をご覧ください



市ホームページ

#### 各種相談先、事業所などへの支援

■公共料金や保険料、税などの猶予制度

上下水道料金…水道局お客様料金センター☎812-6171FAX812-6175、国民健康保険税…国民健康保険課☎216-1230FAX216-1200、後期高齢者医療保険料…長寿支援課☎216-1268FAX224-1539、介護保険料…介護保険課☎216-1279FAX219-4559、市税…納税課☎216-1191〜1194FAX216-1196、各支所の税務課

■新型コロナウイルスに便乗したデマや悪質商法など…市消費生活センター☎808-7500FAX808-7501

■暮らしや就労など…生活・就労支援センターかごしま☎803-9521FAX216-1234

■労働に関する相談…鹿児島労働局特別労働相談窓口☎223-8239 ※小学校の臨時休業に対応する保護者支援などは**学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター☎0120-60-3999**、雇用調整助成金は**職業対策課☎219-8713**へ

■緊急小口資金、総合支援資金(生活支援費)

☑新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯などを対象とした貸し付け

◇貸付額や申請方法など詳しくは、**市社会福祉協議会市役所分室☎・FAX223-0704**へ

■県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金に対する利子補給

☑県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の利用者

◇補助額…利子相当額から県の利子補助額(補助率0.2%)を控除した額(対象期間1年間・上限30万円)

※3月中に市経営安定化資金(セーフティネット保証4号、危機関連保証 ※設備資金を除く)を利用した事業者は、市が全額利子補給を実施

☑詳しくは**産業支援課☎216-1324FAX216-1303**へ

※その他の中小企業者支援は**市HP**へ



市ホームページ